

# 公益財団法人島根県市町村振興協会 新市町村振興宝くじ交付金交付規程

平成 25 年 4 月 1 日  
島根県市町村振興協会規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第 4 条第 1 項第 2 号に基づき島根県内の市町村（以下「市町村」という。）に交付する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって島根県がこの法人に交付する交付金を財源とする。

(交付金の交付基準)

第 3 条 市町村交付金の交付基準は、各市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）及び各市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という。）とし、その割合は、それぞれ市町村交付金の 2 分の 1 ずつとする。

- 2 均等割の市町村数は、市町村交付金が交付される年度の 4 月 1 日を基準とする。
- 3 人口割の人口数は、官報で告示された直近の国勢調査の結果（確報値）による人口を基準とする。
- 4 市町村交付金の単位は円単位とする。

(対象事業)

第 4 条 市町村交付金の交付対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に定める事業で、市町村が必要とするものとする。

(交付手続)

- 第 5 条 理事長は、島根県から交付金額の通知を受けた場合は、第 3 条により算出した額を市町村に通知するものとする。
- 2 市町村は、前項の通知を受けた時は、速やかに様式第 1 号により市町村交付金の交付を申請及び請求するものとする。
  - 3 理事長は、前項の申請及び請求を受けた時は、その内容等を審査し、適当と認めた場合は、市町村交付金の交付を決定し、市町村へ通知するとともに、当該年度末までに市町村交付金を市町村に交付するものとする。

(事業報告)

第 6 条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、当該年度終了後 1 ヶ月以内に、様式第 2 号により事業報告を行なわなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 市町村交付金配分にかかる均等割の市町村数については、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、別表の交付基準によるものとする。

附 則（平成29年2月13日一部改正。理事会決議）

- 1 この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登記の日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、附則第2条関係）

市町村交付金の交付基準（均等割の市町村数）

市名	市町村数	町村名	市町村数
松江市	9.00	奥出雲町	2.00
浜田市	5.00	飯南町	1.80
出雲市	7.00	川本町	1.00
益田市	2.60	美郷町	1.80
大田市	3.00	邑南町	2.60
安来市	2.60	津和野町	2.00
江津市	1.80	吉賀町	2.00
雲南市	5.00	海士町	1.00
		西ノ島町	1.00
		知夫村	1.00
		隠岐の島町	3.40

※1 市町村数の算定は、市町村交付金算定の経過措置による市町村数によるものであり、当分の間、平成17年度算定時の数値で凍結している。

※2 松江市は東出雲町と、出雲市は斐川町と合併したため、合算数値としている。

様式第1号（第5条第2項関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会  
理事長 殿

団体名  
代表者名

年度新市町村振興宝くじ交付金交付申請書兼請求書

年 月 日付 島振協第 号で通知のあった、このことについて下記のとおり申請します。また、交付決定のうへは、下記のとおり請求します。

記

1 交付申請額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

フリガナ  
口座名

4 事業計画 別紙1のとおり

(別紙1)

事業計画明細書

単位：円

事業種目	事業費	うち交付金充当額
国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業		
地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業		
地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業		
衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業		
美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業		
大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業		
地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業		
特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業		
地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業		
地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業		
令和九年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業		
公共事業 (事業名： )		
計		

様式第2号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会  
理事長 殿

団体名  
代表者名

年度新市町村振興宝くじ交付金事業報告書

公益財団法人島根県市町村振興協会新市町村振興宝くじ交付金交付規程第6条の規定に基づき、 年度新市町村振興宝くじに係る市町村交付金を充当した事業について、別紙2のとおり報告します。

(別紙2)

事業報告明細書

単位：円

事業種目	事業費	うち交付金充当額
国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業		
地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業		
地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業		
衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業		
美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業		
大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業		
地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業		
特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業		
地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業		
地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業		
令和九年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業		
公共事業 (事業名： )		
計		